

行政評価について

1 これまでの経緯

- ◆平成17年度に総務省より、地方公共団体において行政評価を活用した行政組織運営全般の見直しについて要請。
- ◆平成21年度より本町において、行政評価審査委員会（8名以内の委員で構成）による評価及び行政評価会議（実施機関が行った評価に対する町民の意見を聞くための会議）により行政評価を実施。
- ◆平成30年度に行政評価条例を改正し、これまでの行政評価会議及び行政評価審査委員会を廃止。実施機関による「内部評価」と合わせて、新たに四万十町総合振興計画審議会（20名以内の委員で構成）による外部評価を創設。

2 平成30年度に実施した行政評価でいただいたご意見

- ◆制度の確立に向けて試行等に取り組んできた行政評価（外部評価）については、事務事業の評価にとどまらず、総合振興計画に掲げる政策目標及び施策目標に沿った計画全般を評価できる仕組みとなるよう制度の構築を検討されたい。
- ◆また、本町では人口減少等による町税収入の減少も見込まれることから、費用対効果にも着目のうえ、評価制度を活用した「選択と集中」による町政運営を図られたい。

3 行政評価の目的

- ① 協働によるまちづくりの推進
 - ・町民との情報共有の推進
 - ・町政への町民参画の推進
- ② 効率的で効果的な町政運営の確立
 - ・総合振興計画の推進
 - ・職員の意識改革と能力の向上

◆四万十町行政評価条例抜粋

（目的）

第1条 この条例は、四万十町まちづくり基本条例（平成22年四万十町条例第25号）（以下「まちづくり基本条例」という。）第23条に基づき、行政評価（以下「評価」という。）に関する基本的な事項を定め、効率的で効果的な行財政運営並びに職員の意識改革及び能力の向上を目指し、もって、政策形成過程への町民参画を進めることにより、町民との協働による透明で開かれた町政運営を図ることを目的とする。

4 評価対象となる事務事業

総合振興計画に掲げられている政策目標や施策目標並びにそれを実現するための個別事務事業について評価を行う。

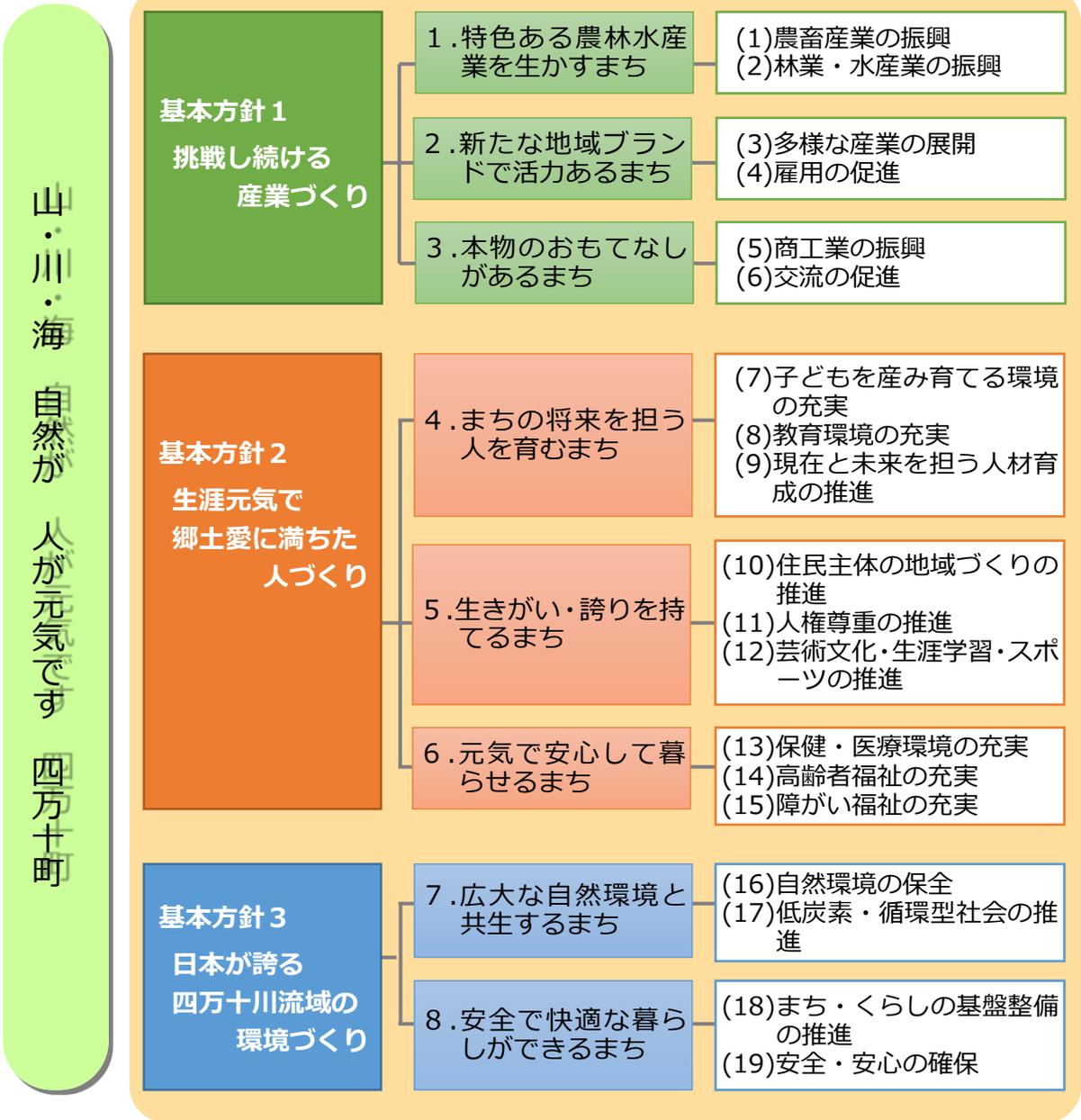
基本計画の施策体系

目指すまちの
将来像

基本方針

政策目標

施策目標



- ◆上記のように、総合振興計画の施策体系は、大きな3つの基本方針から、政策目標が分野ごとに8つあり、さらに政策を形成する19の施策（個別事務事業のまとめり）によって構成されています。※R1年度実施計画における個別事務事業の数は257事業
- ◆内部評価については、評価事務が負担となり、評価事務自体が形骸化する恐れがあることや、行政評価事務自体についても効率的に実施するため、3つの基本方針のうち1つを選択し、それに該当する事務事業について自己評価シートの作成を各課に依頼する方針で進めます。（基本的には3年ですべての事務事業を評価できる体制を構築します。ただし、令和2年度については、内部評価についても住民主体の地域づくりの推進に限定させていただきました。令和2年6月に実施。）
- ◆外部評価については、限られた時間の中で評価いただく必要があることから、毎年度内部評価を行った施策目標の中からテーマを選択し、そのテーマに関連した政策目標、施策目標、事務事業について評価を行っていただく仕組みにしてはと考えているところです。

6 会議の進め方について

- ① 外部評価の対象とする施策目標（テーマ）の選択
- ② 選択した施策目標に関連する事務事業の概要について、担当課より説明
↓ 各委員から質問
- ③ 事務事業の取組に対する質問及び回答
↓ 各委員が評価案を作成
- ④ 事務事業や施策目標、政策目標に対する評価案を発表し、意見交換を行う。

7 行政評価の公表のイメージについて

行政評価については、評価結果を公表することとなっています。評価結果の公表については、内部評価・外部評価を一緒に町ホームページや閲覧所にて公表するようにしたいと考えています。（11月～12月ごろ）

◆四万十町行政評価条例抜粋

（評価結果の公表）

第9条 町長は、評価を実施したときは、その結果を取りまとめ、速やかに公表するものとする。

（町民の意見）

第10条 町民は、公表された事項について、町長に意見を述べることができる。

2 町長は、前項の意見を受けた場合においては、これを誠実に処理し、その処理の結果を公表しなければならない。

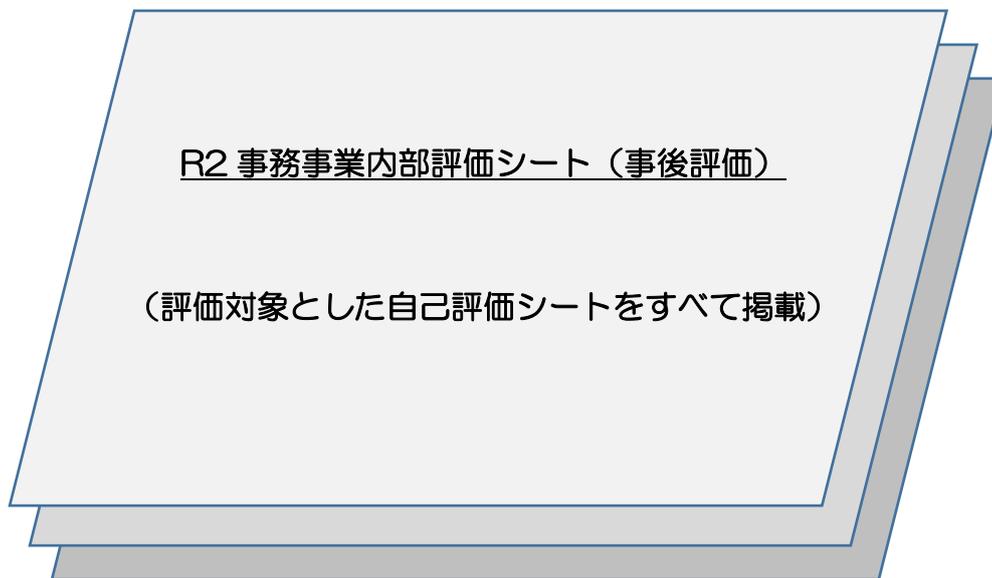
▼行政評価公表のイメージ

(1) 内部評価

本町では、四万十町総合振興計画に掲載された事務事業のうち、当該年度の評価対象事業に指定をした事務事業について、自己評価シートを作成し事務事業の検証を行っています。今年度については、四万十町総合振興計画に掲げる政策目標8分野のうち、政策目標5「生きがい・誇りを持てるまち」の中の施策目標(10) 住民主体の地域づくりの推進に関連する事業について内部評価を行いました。

政策目標	施策目標	事務事業名	所管課
5. 生きがい・誇りを持てるまち	(10) 住民主体の地域づくりの推進	住民自治事業	企画課
		家地川地区地域づくり推進事業	企画課
		地区集会施設整備支援事業	企画課
		地区活動推進事業	企画課
		農山漁村振興交付金事業	農林水産課
		家族支え合い居住支援事業	建設課
		十和地域まちづくり推進協議会	十和地域振興局
		四万十町就農・定住促進事業	企画課
		大正地域まちづくり推進協議会	大正地域振興局

自己評価結果については、以下のとおりです。



※内部評価を行った事務事業について全て掲載する。

(2) 外部評価

上記内部評価の結果をもとに、四万十町総合振興計画審議会において外部評価を行いましたのでその結果を公表します。

外部評価においては、町の担当課より事務事業の内容の説明を受け、委員各々の視点により検証を行った後、審議会として評価を行ったものです。また、施策目標についての評価だけでなく、各施策や個別事務事業についてのあり方や方向性についても附帯意見として報告します。

【評価対象】

政策目標	5. 生きがい・誇りを持てるまち		
施策目標	(10) 住民主体の地域づくりの推進	事務事業 主管課	企画課 農林水産課 建設課 大正地域振興局 十和地域振興局
指 標	項 目	現況値 (H27)	目標値 (R3)
	地区主催の協働活動への年間参加者数	13,940人	15,000人
	集落活動センターの整備地域数	2地域	5地域
	これからも四万十町に住み続けたいと思う町民の割合	66.4%	70%
方 針	豊富な人的、物的資源を生かし、住民が主体となった支え合いの地域づくり、災害時の地域間の相互支援体制の拡充など、住民と行政の協働による地域づくりを目指す。		
主な個別事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の拠点づくりの推進 (家地川地区地域づくり推進事業) ○コミュニティ活動の促進 (大正地域まちづくり協議会、十和地域まちづくり協議会) 		

【評価】

政策目標や施策目標に対する全体的な評価

具体的な評価内容

【期待する点】

-
-
-

【見直し、改善、留意すべき点】

-
-
-

事務事業に関する附帯意見

1 家地川地区地域づくり推進事業

-
-
-

2 大正地域まちづくり推進協議会

-
-
-

3 十和地域まちづくり推進協議会

-
-
-

外部評価に対する意見

-
-
-